

お手続き方法

※ご加入の要件についてはP1、記入例についてはP9～P11をご確認ください。

ご退職予定者の方

●提出書類●

現職の加入内容と同条件で継続する場合

- ・「ケガ」と「病気」の補償制度 意向確認書（継続に○をして必要事項を記入してください。）
- ・預金口座振替申込書・自動払込利用申込書

現職の加入内容を変更して継続する場合

- ・「ケガ」と「病気」の補償制度 意向確認書（変更○をして必要事項を記入してください。）
- ・刑務共済組合 ご退職者・ご退職予定者様向け「ケガと病気の補償制度」加入申込票兼健康状況告知書（手続き区分「内容を変更する」に○をし、変更後の全内容を改めて記入しご署名ください。）
- ・預金口座振替申込書・自動払込利用申込書

継続しない場合

- ・「ケガ」と「病気」の補償制度 意向確認書（脱退に○をして必要事項を記入してください。）
- （注）脱退すると再加入はできませんのでご注意ください。

※3月末日以外の時期にご退職でご継続される方については、現職の加入内容と同条件でのご加入となります。（セットの追加削除・口数変更はできません。）上記の「現職の加入内容と同条件で継続する場合」の提出書類をご提出ください。内容変更をご希望の場合は、次の募集期間にお手続きをしてください。

●書類提出先●

各所属所 共済事務担当者へご提出ください。

既加入者の方（令和4年3月31日までに本保険にご加入の方）

★自動継続の取扱いについて★

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

※年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。

●提出書類●

前年同条件で継続する場合

- ・自動継続のため書類のご提出は不要です。

前年加入内容を変更して継続する場合

- ・刑務共済組合 ご退職者・ご退職予定者様向け「ケガと病気の補償制度」加入申込票兼健康状況告知書（手続き区分「内容を変更する」に○をし、変更後の全内容を改めて記入しご署名ください。）

継続しない場合

- ・刑務共済組合 ご退職者・ご退職予定者様向け「ケガと病気の補償制度」加入申込票兼健康状況告知書（手続き区分「継続加入しない」に○をし、ご署名ください。）
- （注）脱退すると再加入はできませんのでご注意ください。

●書類提出先●

同封の返信用封筒でご返送ください。

保険期間中の内容変更・脱退の取り扱いについて

- ・原則、保険期間の途中で加入内容の変更（セットの追加削除、口数変更）・脱退はできません。
- 加入内容の変更（セットの追加削除、口数変更）・脱退をご希望の場合は募集期間中にお手続きください。

保険料のお支払い方法

●払込方法●

- ・ご指定のお口座から口座引き落としいたします。（通帳印字：「ケイムキョウサイ」「クレジット」等）
- （注）保険料が振替不能の場合は、脱退とみなすことがありますのであらかじめご了承ください。

●引き落とし日●

令和4年5月12日（木）

注意事項

- ・2種類以上のセットに加入される場合には、被保険者1名につき、1日あたりの通院保険金が傷害・疾病それぞれ1万円、傷害入院保険金が3万円、疾病入院保険金が1万5千円を超えないように組み合わせてください。（15才未満は、傷害入院保険金が1万5千円、疾病入院保険金が1万円、傷害通院保険金が1万円、疾病通院保険金が5千円を超えないように組み合わせてください。）
- ・SWEセットの新規加入（口数変更含む）限度口数は3口です。（18才未満の未就労者は限度口数は2口です。）
- ・E・Fセットの新規加入（口数変更含む）限度口数は5口です。

代理店・扱者
有限会社 矯正サービス
東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60・56 階
TEL 03-3981-7818 FAX 03-3982-5861

幹事引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 営業第二課
東京都千代田区神田駿河台 3-11-1
TEL 0570-000-639 FAX 03-3259-7581

引受保険会社

（養老）
団体総合生活補償保険（標準型）
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社

団体総合生活補償保険（MS&AD型）
三井住友海上火災保険株式会社

令和3年度

ご退職者・ご退職予定者の皆さまへ

「ケガ」と「病気」の補償制度

ケガと病気の補償・がん重点補償・ケガの補償

〈団体総合生活補償保険（MS&AD型）・団体総合生活補償保険（標準型）〉

新型コロナウイルス感染症

による入院も補償！

SWEセット

団体割引 **30%**

損害率による割引 **5%**

募集期間：令和4年2月1日（火）～令和4年2月24日（木）

保険期間：令和4年4月1日午後4時～令和5年4月1日午後4時

刑務共済組合

（注）「お申込人となる方」についての要件は、本パンフレットの1ページをご参照ください。

重要 脱退されると再加入はできません。

刑務共済組合 退職者さま向け 「ケガ」と「病気」の補償制度のポイント

1. 団体割引30%・損害率による割引5%が現職と同様に適用されています！

2. ケガだけでなく病気の補償も可能です！

ケガと病気の両方の補償はSWEセット、がんの補償はZセット・HZセットです。
(注) 既往症をお持ちの方は一度脱退されてしまうと新たに本制度以外の病気の保険に加入する際に「健康状況告知」が再度必要になり、お支払対象外または加入不可となる場合がございます。

3. ご家族もご加入可能です！ご家族の方の補償の見直しをしてみましょう！

詳細は下記の「ご加入の要件」をご覧ください。

△ご注意ください△

- ★退職時のみ『退職者さま向け「ケガ」と「病気」の補償制度』にご加入いただけます！
- ★一度脱退されると再加入はできません

ご加入の要件

●お申込人となれる方●

新規加入

- ・ご退職時の年齢が満50才以上69才以下の方
- ・ご退職前に「刑務共済組合『ケガ』と『病気』の補償制度」にご加入されており、組合員の資格を喪失する日の前日において、現職時に団体制度保険に3か月以上継続加入している方

(注) 再任用職員の方は対象外です。

- ・現職用の「刑務共済組合『ケガ』と『病気』の補償制度」(保険始期1月1日)の補償対象です。
- ・本退職者制度の補償対象外となるため、新規加入手続きは不要です。

継続加入

- ・平成26年3月31日までにご加入の方：令和4年4月1日時点で満70才以下の方
- ・平成26年4月1日以降にご加入の方：令和4年4月1日時点で満69才以下の方

●被保険者欄に記名できる方●

個人型 (SWE・Z・HZ・Eセット)

矯正職員の退職者ご本人および配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに矯正職員の退職者ご本人と同居している親族(令和4年4月1日時点で、「ケガと病気の補償」「がん重点補償(Zセット)」は満1才以上69才以下の方、「がん重点補償(HZセット)」は満60才以上69才以下の方)

・「ケガと病気の補償(SWEセット)」「がん重点補償(Zセット・HZセット)」は健康状況告知の結果ご加入できると判断された方

(健康状況告知書質問事項の回答に「あり」があり、その疾病・症状がA欄に属する場合は、ご加入することはできません。B欄に属する場合は、その疾病コードに属する疾病・症状群(A欄・B欄のすべて)および医学上因果関係がある疾病・症状については保険金をお支払いしない条件にてご加入いただけます。)

家族型 (Fセット)

矯正職員の退職者ご本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹

●補償の対象者の範囲●

個人型 (SWE・Z・HZ・Eセット)

加入申込票の被保険者欄に記名いただいた方

家族型 (Fセット)

加入申込票の被保険者欄に記名いただいた方とその配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子

補償の早見表

		ケガ・病気の時								日常生活賠償	親介護
		死亡・後遺障害(ケガのみ)	入院	通院	手術	放射線治療(病気のみ)	三大疾病	先進医療	がん診断		
SWEセット P3・P4	ケガと病気の補償	●	●	● ^(*)	●	●					
	+三大疾病(Qセット)						●				
	+先進医療(Rセット)							●			
	+親介護一時金(Yセット)										●
	+日常生活賠償(KW1セット)									●	
Zセット・HZセット P5・P6	がん重点補償		● (がんのみ)	● ^(*) (がんのみ)	● (がんのみ)	● (がんのみ)			●		
	+日常生活賠償(KW2セット)									●	
Eセット P7・P8	ケガの補償(個人型)	●	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)						
	+日常生活賠償(K1セット)									●	
Fセット P7・P8	ケガの補償(家族型)	●	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)						
	+日常生活賠償(K2セット)									●	

(*) 病気の場合は、疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため通院された場合が対象です。

ケガと病気の補償

個人型

団体総合生活補償保険 (MS & AD型)

ケガや病気による入院・通院等の補償に加え、
各種オプションをセットできるプランです。

新型コロナウイルス
感染症も補償 !!

SWE ケガ・病気

ケガで死亡した場合等やケガ・病気による入院・通院・手術等を補償
新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、医師の管理下または医師の指示による
臨時施設療養も補償。
(疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院についてはお支払い対象となりません。)



Q 三大疾病

三大疾病と診断されて治療を開始し、所定の要件を充足した
場合に補償

R 先進医療

日本国内で先進医療による治療を受けたとき、先進医療に
要する費用(技術料)はもちろん交通費・宿泊費(1泊1万円限度)まで補償

「先進医療」とは 治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるもの)に限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

Y 親介護一時金

親御様の要介護状態(*)が30日を超えて継続した場合
介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)
に充当することを目的とした補償

(*)要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
●公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態 ●上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

KW1 日常生活賠償

日常生活における賠償事故を補償(国内・国外とも)
(注) 電車等の運行不能の損害賠償責任を負う場合は国内のみ

「日常生活賠償保険金」(KW1・KW2・K1・K2セット) 被保険者(補償の対象者)の範囲

日常生活賠償特約は、《基本》セットの個人型・家族型に関わらず、被保険者欄に記入いただいた方とご家族(*)が補償の対象となります。 <個人型・家族型共通>

【被保険者(補償の対象者)の範囲の例】

同居

別居

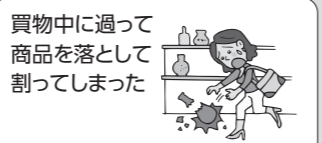
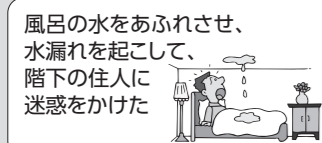
本人が加入すれば、ご家族*も対象です。

(*)ご家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族・別居の未婚の子をいいます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。左記のイラスト以外のご家族の方も補償の対象となる場合があります。詳細はP21またはP24をご覧ください。

(注)ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

オプションで賠償事故も補償! 《補償される主な事故例》

日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことなどにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。



《基本》

SWE セット 3口限度 18才未満の未就労者は2口限度

被保険者(補償の対象者)	補償内容・保険金額(1口あたり)				
	ケガによる死亡・後遺障害	ケガによる入院	ケガによる通院	病気による入院	病気による退院後の通院
記名した方のみ	傷害死亡・後遺障害保険金額 400万円	傷害入院保険金日額 3,500円	傷害通院保険金日額 1,300円	疾病入院保険金日額 3,000円	疾病通院保険金日額 1,800円

被保険者の年齢	年払保険料(1口あたり)	被保険者の年齢	年払保険料(1口あたり)	被保険者の年齢	年払保険料(1口あたり)
1~4才	12,780円	25~29才	12,820円	50~54才	17,690円
5~9才	12,040円	30~34才	13,760円	55~59才	21,040円
10~14才	10,850円	35~39才	13,990円	60~64才	26,410円
15~19才	10,950円	40~44才	14,120円	65~69才	35,580円
20~24才	11,750円	45~49才	15,460円		

(注) 令和4年4月1日時点の満年齢となります。

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、矯正職員の退職者ご本人および配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに矯正職員の退職者ご本人と同居している親族(6親等内の血族・3親等内の姻族)で、かつ令和4年4月1日時点で満1才以上69才以下の方で健康状況告知の結果ご加入できると判定された方となります。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
●傷害手術保険金は、入院中の手術10倍、入院中以外の手術5倍(それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)をお支払いします。
●疾病手術保険金は、入院中の手術20倍、入院中以外の手術5倍、疾病放射線治療保険金は、10倍(それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)をお支払いします。
●天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ)もお支払いします。

《オプション》 SWEセットにお申込みの方のみ、ご加入いただけます。

オプションのみ追加の場合も健康状況を告知いただく必要がございます。

Q セット 三大疾病診断保険金 3口限度 18才未満の未就労者は2口限度

保険金額	80万円							
年払保険料	1~4才	420円	20~24才	530円	40~44才	5,870円	60~64才	32,500円
	5~9才	420円	25~29才	1,430円	45~49才	8,730円	65~69才	43,330円
	10~14才	420円	30~34才	2,580円	50~54才	10,730円		
	15~19才	420円	35~39才	3,930円	55~59才	17,050円		

(注) 令和4年4月1日時点の満年齢となります。

R セット 先進医療費用保険金 1口限度

保険金額	1,000万円	
年払保険料	(年齢を問わず) 580円	

Y セット 親介護一時金 1口限度 年払保険料(親御様1人あたり)

保険金額	100万円					
年払保険料	親御様の年齢	3,170円	親御様の年齢	7,000円	親御様の年齢	15,240円
	65~69才		70~74才		75~79才	39,050円

(注) 令和4年4月1日時点の満年齢となります。
●ご加入時の注意事項
・「親介護一時金」にご加入される場合は、親御様に健康状況を告知いただき、SWEセットにご加入の被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。
・「親介護一時金」の補償の対象となれる方はSWEセットにご加入の被保険者の血族および姻族の親御様に限り、(最大2名まで)
・「親介護一時金」は、親御様が要介護状態となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。
▶詳細は、P16・P20をご確認ください。

KW1 セット 日常生活賠償保険金 1口限度

保険金額	3億円	
年払保険料	(年齢を問わず) 1,200円	

●日常生活賠償特約のご加入にあたっては、P3「被保険者(補償の対象者)の範囲」およびP15をご確認のうえご加入ください。

補償の早見表
ケガと病気の補償(個人型)
がん重点補償(個人型)
ケガの補償(個人型)
ケガの補償(家族型)
記入例
お支払いのしるし
重要事項のご説明
健康状況告知書

がん重点補償

個人型

おすすめ

団体総合生活補償保険 (MS & AD型)

日本人の主要死因第1位のがん。早めの備えが大切です。

(厚生労働省「令和2年(2020年)人口動態統計月報年計(概数)の概況」)

Z HZ がん診断

「がん」と診断された場合の入院・手術・通院等をトータルで補償

がん(悪性新生物)と診断され治療を開始されたら一時金として300万円(HZセットの場合は150万円)お支払いします。健康保険の適用されない差額ベッド代、食事代、入院生活に伴う雑費(衣料費・衛生用品・家族の交通費)・先進医療費等に使用することができます。

POINT 長期治療・保険外診療で自己負担が高額になる場合があります。



KW2 日常生活賠償

日常生活における賠償事故を補償(国内・国外とも)

(注) 電車等の運行不能の損害賠償責任を負う場合は国内のみ

参考 がんの治療法

がんの主な治療法には、「手術療法」・「放射線療法」・「化学療法(抗がん剤治療等)」の「3大療法」があり、組み合わせて行う治療法が一般的となっています。

手術療法



放射線療法



化学療法



●がんになっても自分らしい生活を送るために

がんと診断されたときから、精神的な不安や色々な痛みを抱えることとなります。治療にともなうストレスを少しでも減らし、自分らしい生活を送ることが大切です。入院や手術等治療にかかわる費用以外に、用途を限らず幅広く使える資金があると安心です。



治療の選択

- セカンドオピニオンの利用
主治医以外の医師に意見を求めることで、自分にふさわしい治療を選ぶことができます。
- 自由診療
自由診療は公的医療保険対象外のため全額自己負担になります。

治療後のケア

- かつら
抗がん剤治療中、副作用として脱毛してしまうことがあります。
- 眉・まつげのケア
抗がん剤の副作用で髪の毛だけでなく、眉やまつげがぬけてしまうこともあります。

お支払例

補償をがんに限定することにより、ご加入しやすい保険料でがんにも備える補償を実現しました!!

がん重点補償(Zセット)にご加入のKさん(50才)
検診で前立腺がんを発見。診断確定され、放射線治療を受けた。
放射線治療は6週間で30回照射することになり、入院(40日)しながらの治療となった。

疾病入院保険金: 5,000円(日額) × 40日 = 200,000円

疾病放射線治療保険金: 5,000円(疾病入院保険金日額) × 10倍 = 50,000円

がん診断保険金: 300万円

合計 3,250,000円
(年払保険料: 30,530円)

《基本》

●がん重点補償にはがんのみ補償特約をセットしていますので、がん(悪性新生物)の治療を目的とした場合に限り、疾病保険金をお支払いします。

Z セット 1口限度

被保険者(補償の対象者)	補償内容・保険金額				
	がんによる入院	がんによる手術	がんの放射線治療	がんによる退院後の通院	がんと診断され治療を開始したとき
記名した方のみ	疾病入院保険金日額 5,000円	入院中の手術: 疾病入院保険金日額×20 入院中以外の手術: 疾病入院保険金日額×5	疾病入院保険金日額×10	疾病通院保険金日額 3,000円	がん診断保険金額 300万円

被保険者の年齢	年払保険料	被保険者の年齢	年払保険料	被保険者の年齢	年払保険料
1~4才	1,330円	25~29才	3,510円	50~54才	30,530円
5~9才	1,140円	30~34才	6,670円	55~59才	48,770円
10~14才	900円	35~39才	10,460円	60~64才	92,130円
15~19才	890円	40~44才	15,830円	65~69才	125,200円
20~24才	1,130円	45~49才	23,920円		

(注) 令和4年4月1日時点の満年齢となります。

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、矯正職員の退職者ご本人および配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに矯正職員の退職者ご本人と同居している親族(6親等内の血族・3親等内の姻族)で、かつ令和4年4月1日時点で満1才以上69才以下の方で健康状況告知の結果ご加入できると判定された方となります。

(*) 加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

HZ セット 1口限度

被保険者(補償の対象者)	補償内容・保険金額				
	がんによる入院	がんによる手術	がんの放射線治療	がんによる退院後の通院	がんと診断され治療を開始したとき
記名した方のみ	疾病入院保険金日額 2,500円	入院中の手術: 疾病入院保険金日額×20 入院中以外の手術: 疾病入院保険金日額×5	疾病入院保険金日額×10	疾病通院保険金日額 1,500円	がん診断保険金額 150万円

被保険者の年齢	年払保険料	被保険者の年齢	年払保険料
60~64才	46,060円	65~69才	62,610円

(注) 令和4年4月1日時点の満年齢となります。

●Zセットの補償を半額にしたプランです。

●60才以上の方のみご加入いただけます。

《オプション》

Z・HZセットにお申込みの方のみ、ご加入いただけます。

KW2 セット 日常生活賠償保険金 1口限度

保険金額	3億円
年払保険料	1,200円

●日常生活賠償特約のご加入にあたっては、P3「被保険者(補償の対象者)の範囲」およびP15をご確認のうえご加入ください。

ケガの補償

個人型

家族型

団体総合生活補償保険(標準型)

ケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償するプランです。

E ケガ(個人型) ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院・手術を補償



K1 日常生活賠償 日常生活における賠償事故を補償(国内・国外とも)
(注) 電車等の運行不能の損害賠償責任を負う場合は国内のみ

F ケガ(家族型) ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院・手術を補償



K2 日常生活賠償 日常生活における賠償事故を補償(国内・国外とも)
(注) 電車等の運行不能の損害賠償責任を負う場合は国内のみ

さまざまなケガを補償します 《Eセット・Fセットで補償される主な事故例》
 工作中、スポーツ中、旅行中、家庭内での事故等、24時間国内外を問わずに補償します!

車にはねられた

工作中にケガをした

自転車にのってケガをした

自宅でケガをした

ケガの補償家族型(Fセット)の被保険者(補償の対象者)の範囲の例

Fセットに記名被保険者としてご加入いただく方をどなたに設定いただくかにより補償の対象となる方が異なります。(後記パターン①~③はその例です。)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際に定めるものをいいます。

必ずご確認ください



《基本》

E セット 5口限度			
被保険者(補償の対象者)	補償内容・保険金額(1口あたり)		
	ケガによる死亡・後遺障害	ケガによる入院	ケガによる通院
記名した方のみ	傷害死亡・後遺障害保険金額 200万円	傷害入院保険金日額 3,000円	傷害通院保険金日額 1,300円
年払保険料(1口あたり)		7,100円	

個人記名式 ご記名いただいた方のみ、補償の対象となります。

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、矯正職員の退職者ご本人および配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに矯正職員の退職者ご本人と同居している親族(6親等内の血族・3親等内の姻族)です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

- ・傷害手術保険金は、入院中の手術10倍、入院中以外の手術5倍(それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)をお支払いします。
- ・天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ)もお支払いします。

《オプション》 Eセットにお申込みの方のみ、ご加入いただけます。

K1 セット 日常生活賠償保険金 1口限度	
保険金額	3億円
年払保険料	1,200円

- ・日常生活賠償特約のご加入にあたっては、P3「被保険者(補償の対象者)の範囲」およびP18をご確認のうえご加入ください。

《基本》

F セット 5口限度			
被保険者(補償の対象者)	補償内容・保険金額(1口あたり)		
	ケガによる死亡・後遺障害	ケガによる入院	ケガによる通院
記名した方と そのご家族	傷害死亡・後遺障害保険金額 200万円	傷害入院保険金日額 3,000円	傷害通院保険金日額 1,300円
年払保険料(1口あたり)		24,820円	

家族無記名式 ご本人が記名すれば自動的にご家族(*)も被保険者となります。

(*) ご家族の範囲は、P7「被保険者(補償の対象者)の範囲」をご覧ください。

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、矯正職員の退職者ご本人および配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

- ・傷害手術保険金は、入院中の手術10倍、入院中以外の手術5倍(それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)をお支払いします。
- ・天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ)もお支払いします。

《オプション》 Fセットにお申込みの方のみ、ご加入いただけます。

K2 セット 日常生活賠償保険金 1口限度	
保険金額	3億円
年払保険料	1,200円

- ・日常生活賠償特約のご加入にあたっては、P3「被保険者(補償の対象者)の範囲」およびP18をご確認のうえご加入ください。

加入申込票 兼 健康状況告知書 記入例

△ ご記入前に必ずご確認ください

- 前年と同条件で継続希望の場合は、加入申込票のご提出は不要です。
- 年齢は令和4年4月1日時点の満年齢をご記入ください。

- 黒ボールペンでご記入ください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
- 告知欄または、印字以外を訂正する場合は訂正印または訂正署名をしてください。

【要確認】加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。
(カタカナの印字がない場合はご記入ください。)

①加入申込日
記入した日をご記入ください。

②手続き区分
必ず選択してください。

③申込人情報
住所・電話番号・生年月日・性別について正しい情報をご記入ください。

④被保険者(補償の対象者)の情報
氏名、生年月日、年齢(令和4年4月1日時点)、性別をご記入ください。

⑤被保険者の職業情報
裏面の職種コード一覧を参考に職業名・職種名(カタカナ)、職種コード、職種級別をご記入ください。

⑥被保険者と団体との関係
右下の「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

⑦加入セット・口数記入の注意点
・加入を希望するセット名、口数をご記入ください。
・日常賠償のセット名は基本セットによって異なります。(下記表参考)

基本セット	日常個賠
SWEセット	KW1セット
Z・HZセット	KW2セット
Eセット	K1セット
Fセット	K2セット

⑩他の保険契約・保険金請求歴
全被保険者分をご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

刑務共済組合 ご退職者・ご退職予定者様向け「ケガと病気の補償制度」加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP 1 申込人情報と手続き区分についてご確認のうえご記入ください。

加入申込日 令和4年2月9日

② 手続き区分 新規に加入する

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

ケガと病気の補償・がん重点補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(家族型)

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

⑩ 他保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

⑪ 合計保険料

⑧ 疾病加入時の注意点

- SWE・Q・R・Z・HZセットに新たに加えられる方、または継続時に保険金額の増額をされる方のみ、被保険者本人がご記入ください。(注) 同条件で継続の場合は再告知不要です。
- 裏面の健康状況告知書質問1~3(3は満16才以上の女性のみ)をご確認いただき、それぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○印をつけてください。
- 「はい」を回答した場合は、裏面の疾病・症状一覧表でご確認のうえ、該当疾病(A欄、B欄)欄、特定疾病対象外欄にご記入ください。
- 告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。(例)告知ご署名 親権者〇〇〇〇
- 訂正の場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)してください。

⑨ 親介護加入の注意点

- セット名「Y」と、特約区分「一時金①」の2箇所に○印をつけてください。
- 親介護加入における告知記入について

記入者	基本部分の被保険者本人 ※親御様の代理で回答となります。
質問の対象者	親御様(特約被保険者・介護対象者)
告知者ご署名	基本部分の被保険者本人 ※親御様の代理で回答となります。
質問掲載箇所	加入申込票最終ページの裏面右側「親介護専用健康状況告知書質問事項」

(注) 質問1~4のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、お引受できません。
(注) 複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をつけてください。

⑪ 合計保険料
パンフレットをご確認のうえ合計保険料をご記入ください。

補償の早見表
(個人型)
ケガと病気の補償
(個人型)
がん重点補償
(個人型)
ケガの補償(個人型)
ケガの補償(家族型)
記入例
お支払いのする明
重要事項のご説明
健康状況告知書

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病 [※] 気 [※] のため、保険期間中に入院 [※] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病 [※] 気 [※] を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含まません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 ^(*) (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院 [※] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(*) (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病 [※] 気 [※] を発病 [※] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病 [※] 気 [※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病 [※] 気 [※] ● 精神障害 ^(*) およびそれによる病 [※] 気 [※] ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による病 [※] 気 [※] (テロ行為による病 [※] 気 [※] は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(*) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病 [※] 気 [※] ^(*) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等 ^(*) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病 [※] 気 [※] ^(*) (加入者証等に記載されます。) など
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病 [※] 気 [※] の治療 [※] のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) (1,095日)中に手術 [※] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病 [※] 気 [※] の治療 [※] のために、保険期間中に手術 [※] を受けられた場合 (*)病 [※] 気 [※] を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [※] 中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 [※] した病 [※] 気 [※] ^(*) については保険金をお支払いしません。 ただし、病 [※] 気 [※] を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病 [※] 気 [※] を発病 [※] した時が、その病 [※] 気 [※] による入院 [※] を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病 [※] 気 [※] と医学上因果関係がある病 [※] 気 [※] を含みます。 (*5) 病 [※] 気 [※] を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病 [※] 気 [※] の治療 [※] のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) (1,095日)中に放射線治療 [※] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病 [※] 気 [※] の治療 [※] のために、保険期間中に放射線治療 [※] を受けられた場合 (*)病 [※] 気 [※] を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [※] について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(*1) 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) 先進医療の原因となった病 [※] 気 [※] と医学上因果関係がある病 [※] 気 [※] を含みます。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病 [※] 気 [※] の治療 [※] のために、通院 [※] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (*)病 [※] 気 [※] を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含まません。 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 ^(*) (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院 [※] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(*) (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病 [※] 気 [※] を発病 [※] した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病 [※] 気 [※] (これと医学上因果関係がある病 [※] 気 [※] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合は、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病 [※] した病 [※] 気 [※] ^(*) については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病 [※] 気 [※] を発病 [※] した時が、そのケガまたは病 [※] 気 [※] による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師 [※] によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物) [※] に罹患したことが診断され、治療 [※] を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限ります。) (注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物) ^(*) を発病 [※] した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物) ^(*) を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物) ^(*) を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病 [※] 気 [※] を含みます。	がん診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限ります。 (注2) 被保険者が医師 [※] から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができません。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ● がん診断時が、この保険契約の始期日 ^(*) より前の場合 ● 既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ [※] または病 [※] 気 [※] の治療 [※] のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(*) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病 [※] 気 [※] を発病 [※] した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病 [※] 気 [※] を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病 [※] 気 [※] を発病した時が、そのケガまたは病 [※] 気 [※] によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) 先進医療の原因となった病 [※] 気 [※] と医学上因果関係がある病 [※] 気 [※] を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用 ^(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	団体総合生活補償保険(MS&AD型)の傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病 [※] した病 [※] 気 [※] ^(*) については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病 [※] 気 [※] を発病 [※] した時が、そのケガまたは病 [※] 気 [※] による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病 [※] 気 [※] と医学上因果関係がある病 [※] 気 [※] を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限り。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。また、急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。また、急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限り。また、(注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日(*8)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
	支払事由	支払要件							
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り。また、急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。								
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。								
日常生活賠償保険 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶発的な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶発的な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶発的な事故 (*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り。被保険者として)。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額(0円)* (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など						

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者(*8)が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となり。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求することができます。詳細は P27 の「<代理請求人について>」をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。
	団体総合生活補償保険(MS&AD型)		

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 險 金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害死亡 保 險 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P19の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	傷 害 後遺障害 保 險 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷 害 後遺障害 保 險 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	家族型への変更に関する特約をセットする場合 上記に追加される事由 ●P19の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
	傷害手術 保 險 金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	① 入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
傷害通院 保 險 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。		

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日 常 生 活 補償 保 險 金	日常生活 補償 保 險 金	①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額(0円)* (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	★日常生活 補償 特約	(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。		

団体総合生活補償保険(標準型)

傷 害 保 險 金

補償の早見表

ケガと病気の補償
(個人型)

がん重点補償
(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(家族型)

記入例

お支払いする
保険金のご説明

重要事項のご説明

健康状況告知書
ご記入のご案内

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

1. 補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
2. 補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>

「特約の説明」

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約（SWE・E・Fセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、 <table><tbody><tr><td>同様の取扱いとなる保険金</td></tr><tr><td>・先進医療費用保険金</td></tr></tbody></table> 傷害保険金をお支払いします。	同様の取扱いとなる保険金	・先進医療費用保険金
同様の取扱いとなる保険金			
・先進医療費用保険金			
家族型への変更に関する特約（Fセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。		
がんのみ補償特約（Z・HZセット）	特約記載のがん(悪性新生物)*の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療**に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。		
保険金の請求に関する特約（Z・HZセット）	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <table><tbody><tr><td>本特約が適用される傷病名</td></tr><tr><td>・がん(悪性新生物)*</td></tr></tbody></table>	本特約が適用される傷病名	・がん(悪性新生物)*
本特約が適用される傷病名			
・がん(悪性新生物)*			
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（SWE・Z・HZセット）	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、〔疾病入院保険金日額〕×20に変更します。		

「※印の用語のご説明」

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒

(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りります。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療*に該当する診療行為^(※2)

(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断^(※)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ② 先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ② 公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③ 公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償の早見表

(個人型)

ケガと病気の補償

(個人型)

がん重点補償

(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(家族型)

記入例

お支払いする保険金のご説明

重要事項のご説明

ご健康状況のご案内書

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人 ^(※1)	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(※1) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満1才以上69才以下の方 (HZセットは満60才以上69才以下の方) ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
先進医療費用保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※1) (b) 本人 ^(※1) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(※1) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(※1) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の未婚の子） (e)(a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りま
親介護一時金支払特約 親介護	本人 ^(※1) の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満65才以上84才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP12～16、P19～20のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットP12～16、P19～20をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットP12～16、P19～20をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP12～16、P19～20をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP4、6の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット裏面をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未經過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は刑務共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(※)に関する情報

(※) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限りま

す。）

③被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限りま

す。）

(注) 告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(※) 保険契約

その被保険者に係る部分に限りま

す。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS & AD 型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット裏面記載の方法により払込みください。パンフレット裏面記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP12～16、P19～20をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

補償の早見表

ケガと病気の補償
(個人型)

がん重点補償
(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(家族型)

記入例

お支払いのする保険金のご説明

重要事項のご説明

健康状況告知書のご案内

- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

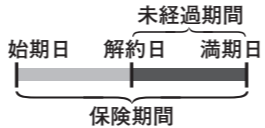
保険料は、パンフレット裏面記載の方法により払込みください。パンフレット裏面記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
 ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。
 ・本制度の脱退（解約）についての取扱いは、本パンフレット裏面をご確認ください。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP28をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP28をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意


現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS & AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは	【代理店・扱者】 有限会社 矯正サービス TEL 03-3981-7818
三井住友海上への ご相談・苦情・お問い合わせは	「三井住友海上お客様デスク」 0120-632-277（無料） 電話受付時間：平日 9：00～19：00 土日・祝日 9：00～17：00 （年末年始は休業させていただきます。）
万一、ケガをされたり 病気になられた場合は	遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 （無料） 事故は いち早く 事故の連絡は、「インターネット受付」 インターネット事故受付サービス も行っていきます。 「三井住友海上保険金請求WEB」 はこちらから▶ ※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。 
指定紛争解決機関	引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808 ・受付時間 [平日 9：15～17：00 (土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。
 ●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象 —：被保険者の対象外）		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	—	—
家族型 ^(※1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

- (※1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (※2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
 (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP17～20のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットP17～20をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットP17～20をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP17～20をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP8の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
 ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット裏面をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は刑務共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者^(*)の「職業・職務」
 - (*) 家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報
 - (*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 - また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

- a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b.この保険契約^(*)を解約すること。

- (*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
	団体総合生活補償保険（標準型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット裏面記載の方法により払込みください。パンフレット裏面記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP17～20をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット裏面記載の方法により払込みください。パンフレット裏面記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

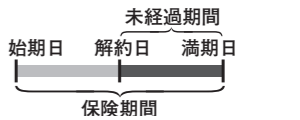
6. 失効について

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。
- ・本制度の脱退（解約）についての取扱いは、本パンフレット裏面をご確認ください。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP28をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP28をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは	【代理店・扱者】 有限会社 矯正サービス TEL 03-3981-7818
-------------------	---------------------------------------

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料） 電話受付時間：平日 9：00～19：00 土日・祝日 9：00～17：00 （年末年始は休業させていただきます。）
------------------------	--

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。	
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」	
0120-258-189 （無料）	
事故は いち早く	
事故の連絡は、「インターネット受付」 インターネット事故受付サービス も行っています。	
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。	

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808	
<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 [平日 9：15～17：00 (土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html) 	

保険金をお支払いする場合に該当したとき

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡**

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友海上火災保険株式会社（幹事引受保険会社）または有限会社矯正サービス（代理店・扱者）に事故状況、ケガの程度、病気の状況などをご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 保険金支払いの履行期**

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{（※1）}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{（※2）}を終えて保険金をお支払いします。^{（※3）}

- （＊ 1） 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- （＊ 2） 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （＊ 3） 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類**

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証(写)等)
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 代理請求人について**

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^{（※）}等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^{（※）}」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
- 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
- 「上記①以外の配偶者^{（※）}」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

- 賠償事故について**

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。**また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

ご注意ください

- この保険は刑務共済組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われなことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人　日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）	引受割合	98%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	引受割合	1%
損害保険ジャパン株式会社	引受割合	1%

※がん重点補償およびケガと病気の補償の引受割合は三井住友海上火災保険株式会社が100%となります。

- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。【病気の補償】保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。【ケガの補償】保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

- 普通保険約款・特約をご希望の方は代理店・扱者・引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

税法上の取扱い（令和3年12月現在）

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガの補償」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

補償の早見表

ケガと病気の補償

(個人型)

ケガと病気の補償

(個人型)

がん重点補償

(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(個人型)

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただいたためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください**。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)	保険金額(ご契約金額)	保険期間(保険のご契約期間)	保険料・保険料払込方法
--------------------------------	-------------	----------------	-------------

- 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください**。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします**。

①皆さまがご確認ください 。 ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？ または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ *加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？ *ご入力いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください 。 ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」 ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？ ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」 ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

- 次のいずれかに該当する場合には「**加入申込票**」のご提出が必要ですので**ご確認ください**。
 - この保険制度に新規加入される場合
 - 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
 - 既にご加入されているがご継続されない場合*ご退職予定者の方は、裏面をご確認ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）健康状況告知書ご記入のご案内 [必ずお読みください]

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。
(*）保険金額の増額等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

- 正しく告知されなかった場合の取扱い**
「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

- 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合
「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	②ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

- 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん（悪性新生物） ^(※4) ^(※5) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した三大疾病 ^(※6) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

- (※4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

- (※5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (※6) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
先進医療費用保険金補償特約	【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

補償の早見表

ケガと病気の補償

(個人型)

ケガと病気の補償

(個人型)

がん重点補償

(個人型)

ケガの補償(個人型)

ケガの補償(家族型)

記入例

保険支払いのする明

重要事項のご説明

ご記入のご案内

健康状況告知書